

杉並区文化財指定・登録基準

昭和五十七年八月二日

教委告示第二十三号

杉並区文化財保護条例(昭和五十七年杉並区条例第八号)第十四条第一項の規定に基づく文化財の指定又は第四条第一項の規定に基づく文化財の登録は、この杉並区文化財指定・登録基準により行う。

第一 杉並区指定文化財

一 杉並区指定有形文化財

1 建造物

建築物(社寺、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)もののうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 区の歴史又は地域的特色において貴重なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

(二) 絵画、彫刻、工芸史上又は文化史上貴重なもの

(三) 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの

(四) 区の歴史、文化に関係の深いもの

3 書跡・典籍

(一) 書跡類のうち書道史上又は区の文化史上貴重なもの

(二) 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの

(三) 典籍類のうち版本類(版木を含む)は印刷史上貴重なもの

(四) 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

(五) 書跡類、典籍類で区の歴史、文化に関係の深いもの

4 古文書

(一) 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの

(二) 日記、記録類(絵図、系図類を含む)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要なもの

(三) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術的価値の高いもの

(四) 区の歴史、文化に関係の深いもの

5 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は区の歴史上重要なもの

6 歴史資料

(一) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のう

ち学術的価値の高いもの

- (二) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (三) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で区の歴史上重要なもの

二 杉並区指定無形文化財

1 芸能

- (一) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 区の文化史上重要なもの
- (二) (一)の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

2 工芸技術

- 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 区の文化史上重要なもの

三 杉並区指定有形民俗文化財

- (一) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において区民の生活文化の特色を示すもの
 - ア 衣食住に用いられるもの例えば、衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの例えば、贈答用具、警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの例えば、暦類、^{ほく}卜占用具、医療用具、教育施設等
 - ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - ケ 人の一生に関して用いられるもの例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、^{うぶ}産屋等
 - コ 年中行事に用いられるもの例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
- (二) (一)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のアからオまでのいずれかに該当し、区民の生活文化を知る上で重要なもの
 - ア 歴史的変遷を示すもの
 - イ 時代的特色を示すもの

- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの

四 杉並区指定無形民俗文化財

- (一) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し重要なもの
 - ア 由来、内容等において区民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (二) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、区にとって重要なもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 区の文化に関係が深いもの

五 杉並区指定史跡

次に掲げる遺跡のうち区の歴史の正しい理解のため欠くことのできないもので、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの又は旧態を推定し得るもので学術上価値のあるもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係遺跡等
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治、軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡、経塚その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 屋敷跡、町屋跡、居宅跡
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡
- キ 墓及び碑
- ク 由緒ある園池、井泉、樹石等

六 杉並区指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優れたもので区にとって重要なもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築堤等
- ウ 花樹、花草、緑樹等の叢生する場所
- エ 鳥、魚、虫類の棲息する場所

七 杉並区指定天然記念物

1 動物

次に掲げる動物のうち学術上貴重で区の自然を記念するもの

- ア 区の著名な動物(鳥、獣、魚、虫類以下同じ。)として保存を必要とするもの及びその棲息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群衆
- ウ 特に貴重な動物の標本

2 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、森林、社叢
- イ 池泉、沼沢、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生ずる地域
- ウ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- エ 栽培植物の顕著な自生地
- オ 稀有又は絶滅の恐れのある植物の自生地

3 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 区の特徴を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石鉱物及び化石の標本

第二 杉並区登録文化財

杉並区指定文化財に準ずる文化財で区にとって重要なもの